

私立幼稚園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 1 7 日
3 1 生私振第 1 9 5 8 号
東京都生活文化局長決定

第 1 補助の目的

私立幼稚園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金（以下「補助金」という。）は、「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱」（平成 2 7 年 5 月 2 1 日付文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。）「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成 2 7 年 5 月 2 1 日付初等中等教育局長裁定。以下「実施要領」という。）別紙 1「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」（以下「実施要領別紙」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところに基づき、区市町村又は幼稚園類似の幼児施設（私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱に基づき、知事が認定する施設）が実施する事業に対して、その経費の一部を東京都が予算の範囲内で補助することにより、子供を安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

第 2 補助対象事業

この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、交付要綱、実施要領、実施要領別紙及び以下に基づき行う事業とする。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液等）の購入等に関する事業及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な業務を支援するための事業
- 2 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液等）や備品の購入等に関する事業及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な業務を支援するための事業

第 3 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、実施要領別紙及び以下で規定する経費とする。

- 1（1）新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、区市町村が私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費
（2）前号に加えて、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことに係る経費に限る。）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）
- 2（1）新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、幼稚園類似の幼児施設を設置する者による感染防止用の備品等の購入に要する経費
（2）前号に加えて、幼稚園類似の幼児施設が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことに係る経費に限る。）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）

第 4 補助金交付額

この補助金の交付額は、別表により算出された額を予算の範囲内において交付するものとする。

第5 補助条件等

この補助金は、東京都の予算の範囲内で交付するものとし、その交付は、別記補助条件を付して行うものとする。

第6 交付申請

この補助金の交付申請は、別に定める期日までに別紙第1号様式又は別紙第4号様式に係る書類を添えて、区市町村又は幼稚園類似の幼児施設が東京都知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

第7 交付決定

知事は、交付申請のあった事業について適当と認める場合は、第5の条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

第9 その他

知事は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を別に定めることができる。

附 則（31生私振第1958号）

この要綱は、令和2年3月17日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則（2生私振第700号）

この要綱は、令和2年8月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（2生私振第1631号）

この要綱は、令和3年2月4日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則（3生私振第800号）

この要綱は、令和3年8月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（3生私振第1846号）

この要綱は、令和4年2月28日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

別 表 1（区市町村）

	補助対象経費	1園当たりの 補助基準額	補助率
1	（１）新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、区市町村が私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）の設置者による感染防止用の保健衛生用品等の購入に要する経費 （２）幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことに係る経費に限る。）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）	園の認可定員により以下の基準額とする。 ① 19人以下 300,000円 ② 20人以上 59人以下 400,000円 ③ 60人以上 500,000円	1／2 以内
2	（１）新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、区市町村が私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費 （２）幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことに係る経費に限る。）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）	園の認可定員により以下の基準額とする。 ① 19人以下 300,000円 ② 20人以上 59人以下 400,000円 ③ 60人以上 500,000円	1／2 以内

（注） 1は、令和2年度（令和3年1月1日から令和3年3月31日まで）及び令和3年度に実施する分に限り補助対象とする。ただし、令和3年3月8日付2生私振第1759号にて、要綱第2条第3項に係る事業として交付決定を受けた場合には、その補助対象経費を令和3年度の補助基準額から控除するものとする。2は、令和3年12月1日から令和4年3月31日までに実施する

分に関り補助対象とする。

別 表 2（幼稚園類似の幼児施設）

補助対象経費	1園当たりの 補助基準額	補助率
（１）幼稚園類似の幼児施設を設置する者による感染防止用の備品等の購入に要する経費 （２）幼稚園類似の幼児施設が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことに係る経費に限る。）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）	園の認可定員により以下の基準額とする。 ① 19人以下 300,000円 ② 20人以上59人以下 400,000円 ③ 60人以上 500,000円	1／2 以内

（注）令和３年度に実施する分に限り補助対象とする。

別記 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 承認事項

区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 財産処分の制限

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、「補助金等に係る予算の執行と適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等、並びに同14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。

(2) 区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者は、(1)に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることができる。

4 財産の管理

区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

5 補助事業の実施期間

補助事業は、交付年度の翌年3月31日までに完了しなければならない。

6 事故報告等

区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

7 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることがある。

8 補助事業の遂行命令等

(1) 6及び7の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、区市町村長に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2)(1)の規定による命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し、補助事業の一部停止を命ずることがある。

9 実績報告

区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は2の(3)の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める期日までに、別紙第2号様式又は別紙第5号様式に係る書類を添えて、補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

10 補助金の額の確定

知事は、9の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者に通知する。

11 是正のための措置

(1) 知事は、10の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を採ることを命ずることができる。

(2) 9の規定は、(1)の前項の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

12 決定の取消し

(1) 区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者が次の各号のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。

エ 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2)(1)の規定は、10の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

13 補助金の返還

(1) 1又は12の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(2) 10の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

14 違約加算金

12(1)アからウの規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算

金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

１５ 延滞金

区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者が補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

１６ 他の補助金等の一時停止

区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、ほかの同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

１７ 調書の作成、保管

区市町村長又は幼稚園類似の幼児施設を設置する者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後５年間保管しておかなければならない。

１８ 補助事業の遂行

区市町村長は、補助事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

１９ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- （１）補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別紙第３号様式の消費税等仕入控除税額確定報告書を知事に提出しなければならない。
- （２）知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。